

平成30年12月20日

報道機関 ご担当者各位

広島県行政書士会
会長 光宗 五十六
法務監察部長 用皆 光康
法務監察副部長 坂本 順侯

広島弁護士会による当会会員に対する県知事懲戒措置請求事件
にかかる当会の判断について

平成30年10月30日、「自動車事故にかかる任意保険請求手続き等の過程において、弁護士法72条で禁止されている非弁行為（以下、非弁行為）を行った。」として当会の会員（以下、本会員）が広島弁護士会から広島県知事に対する懲戒措置請求を受けた事案（以下、本事案）について、当会が本事案にかかる調査等を実施した結果、以下の判断に至りましたので、お知らせいたします。

第1 事実関係

当会の調査等に基づく本事案の事実関係（概要）につきましては、次の通りです。

1. 本事案については、本会員が関与する以前に、依頼者と任意保険会社（加害者が加入する任意保険会社。以下、任意保険会社）との間で「休業損害にかかる前払い請求」に関して数度にわたる交渉が行われていたものの、依頼者は、任意保険会社からその支払いを強く拒絶され、その交渉が行き詰まっていた。
2. 本会員は、依頼者から「休業損害の前払い請求」に関する相談を受けた。
3. 本会員は、任意保険会社が休業損害の前払い請求を拒絶するのは、依頼者が法の不知によって正当な損害額を算定していないためと判断し、手続きを更正すべく適正な損害額での請求手続き（以下、本件業務という）を受任した。
4. 本会員は、本件業務を受任する際に、弁護士の周旋禁止規定（弁護士法72条。弁護士を紹介等して報酬を得る行為の禁止に関する規定）に反するかのような条項を記載した委任契約書を依頼者と交わした。

5. 本会員は、任意保険会社が休業損害の前払い請求を拒絶するのは請求手続きの瑕疵が原因であって、これを更正して当該請求手続きを行えばスムーズに支払われると思込んでいたため、本件業務を受任する際に依頼者と任意保険会社との間で行われていた紛争内容についての詳細な事実確認を怠った。
6. 本会員は、任意保険会社に対し、依頼者の代理人として、任意保険会社が保有する「自賠請求のための必要書類」の交付請求をしつつ、あわせて、任意保険会社に対し、休業損害の前払い請求をした。この際、依頼者の要望として「適正な支払いがない場合は、加害者に反省がないものとして検察庁に厳正な処罰を求めると依頼者が言っている。」旨を書き添えた。
7. 任意保険会社から本会員に対して休業損害の前払い請求に対する拒絶の明確な意思表示があり、その内容から、将来において訴訟等をもって解決すべき程度の紛争になっていることを悟り、本会員は、本件業務を直ちに辞任した。

第2 当会としての本事案に対する判断

(1) 非弁行為の事実について

本事案は、第1の通り、本会員が本件業務を受任した時点において、既に依頼者と任意保険会社との間で、一定の紛争（依頼者本人と任意保険会社との間で休業損害の前払い請求に関して交渉が行われ、実質的にその交渉が決裂していた事実）が生じていたところ、本会員としては、依頼者が任意保険会社に対して自ら行った請求手続きの内容（損害額の算定）に誤りがあることで保険金が支払われず手続きが行き詰まっているとの認識のもと、その手続きを更正すべく請求額を正当な額に減額しての保険金請求手続きを受任したものの、「本会員が紛争の事実確認を十分に行わなかったこと」、「一般人の認識において法的な紛争が生じていると認識し得た状況にあったこと」、「当事者の錯誤や齟齬を解くための行為は一義的に誤解等を解く行為といえない限り原則として紛争に関与すると評価されること」、「依頼者の要望によって漫然と不利益告知を相手方に対して行ったことは一義的に誤解等を解く行為といえないこと」などの複数の要素を総合的に考慮して、当会としては、本会員が弁護士法72条にいう「その他一般の法律事件」に関する事件に関与したものと判断しました。

(2) 弁護士の周旋禁止規定違反について

本会員は、依頼者との間で交わした委任契約書において、弁護士の周旋禁止規定に反するかのような条項を設けていたため、当会において行政書士事件簿などの法定保管書類から本会員の過去の業務を調査しましたところ、弁護士周旋の事実は認められませんでした。また、本会員に対して実施した2度の聴聞にかかる事情聴取においても、本会員に弁護士の周旋禁止規定に反する意図はなかったことが認められました。

しかしながら、弁護士の周旋禁止規定の精神は、法律職たる行政書士にも類推される倫理であり、これに反するとの誤解を招く条項を設けたことは、そのこと自体が行政書士としての品位・信用を損ね、行政書士法10条に反すると判断しました。

第3 結論

以上のことから、当会は、本会員に対し、次の措置をとることを決定しました。

1. 広島県知事に対して3箇月程度の業務停止の懲戒措置請求（兼「行政書士法17条2項に基づく報告」）を行うこと。
2. 当会の独自の懲戒処分として、本会員を「3箇月間の会員権停止処分」とすること（ただし、処分の効力が生ずる時期については、広島県知事の処分が確定した後とすること。）。

第4 付言事項

(1) 自動車保険に関する行政書士と弁護士との職域について

行政書士の職域と弁護士の職域については、その一部が重なっているところ、自動車事故にかかる保険金請求手続きについては、当会は、以下の通りと考えます。

① 自賠責保険請求手続き

自賠責保険請求手続きは、損害賠償請求権の存在及び範囲の確定に関与し、これを実現する行為であって、弁護士法72条にいう「その他の法律事務」に該当するものとされているところ（昭和39年9月29日東京高裁判決）、行政書士もこれにかかる手続きを業務とすることが監督官庁によって認められています（※1・2 旧自治庁による行政先例）。

② 任意保険請求手続き

任意保険請求手続きについても、弁護士法72条にいう「その他一般の法律事件」に該当しないものであれば、行政書士もこれを合法的に業務とすることができると解されています。なお、「その他一般の法律事件」の意味については、後記の高等裁判所判例等が存在します（※3）。

(2) 行政書士の職能について

行政書士は、弁護士法72条にいう「その他一般の法律事件」に関するものでない限り、法律判断を加えながら行政書士法1条の2で定める書類（権利義務関係書類等の法律書類）を作成することができ（※4）、また、業務として契約代理をも行うことができます（※5）。

よって、本事案に関しては弁護士法72条の「その他一般の法律事件」に該当するものと認定したものの、一般論として、任意保険会社に対する休業損害の前払い請求に関しても、依頼者と任意保険会社との間で未だ一定程度を超える紛争が生じていない段階のものであるならば、その行為は非弁行為に該当するものではありません。この点について、一般論としての当会の見解を明らかとさせていただきます。

以上

※1 旧自治庁見解（昭和44年10月25日 自治行第82号）

行政書士が自動車損害賠償保障法第15条の規定による保険金の請求に係る書類を被保険者等の依頼を受けて作成する限りにおいては、弁護士法第72条の規定に抵触するものではないと解される。

※2 旧自治庁見解（昭和47年5月8日 自治行第33号）

自動車損害賠償保障法第15条，第16条，第17条及び第72条の規定による保険金等の請求に係る書類を被保険者等の依頼を受け，報酬を得て作成することは，行政書士の業務範囲であると解される。（要約）

※3 平成29年9月2日広島高裁判決

弁護士法72条に基づく弁護士の独占業務は，訴訟等と同視しうる程度に権利義務に関し争いや疑義のある事案をいう。

※4 総務省公示（詳解行政書士法／地方自治制度研究会著／ぎょうせい）

※5 平成29年9月2日広島高裁判決（同旨：総務省公示，兼子仁著「行政書士法コンメンタール」，日本行政2002年2月号 立法者法務大臣 保岡興治衆議院議員報告）

「行政書士が業務として契約代理を行うことができ，契約書に代理人として署名し，契約文言の修正等を行うことができることを意味し，弁護士法72条の規定（訴訟事件等と同視し得る程度に権利義務に争いまたは疑義のある事件）に抵触しない範囲で契約文言の修正等を行うことを許容する趣旨」

以下余白